

平成26年度 (No. 3)

監 査 結 果 報 告 書

定 期 監 査
財 政 援 助 団 体 監 査

旭 川 市 監 査 委 員

旭 監 第 86 号
平成 27 年 4 月 15 日

旭 川 市 長	西 川 将 人 様
旭 川 市 議 会 議 長	三 井 幸 雄 様
旭 川 市 教 育 委 員 会 委 員 長	金 丸 浩 一 様

旭 川 市 監 査 委 員	長 谷 川 明 彦
旭 川 市 監 査 委 員	中 島 孝 志
旭 川 市 監 査 委 員	能 登 谷 繁
旭 川 市 監 査 委 員	中 村 徳 幸

監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定 期 監 査

1	監査の対象部局及び実施期間	1
2	監 査 の 範 囲	1
3	監 査 の 方 法	3
4	監 査 の 結 果	3

第 2 財 政 援 助 団 体 監 査

1	監査の対象団体及び実施期間	9
2	監 査 の 範 囲	9
3	監 査 の 方 法	9
4	監 査 の 結 果	9

第 1 定 期 監 査

1 監査の対象部局及び実施期間

対 象 部 局	期 間
総 務 部	平成26年12月1日 ~ 平成27年3月16日
防 災 安 全 部	
税 務 部	
市 民 生 活 部	
福 祉 保 険 部	
子 育 て 支 援 部	
保 健 所	
環 境 部	
土 木 部	
社 会 教 育 部	

2 監 査 の 範 囲

平成26年4月1日から平成26年10月31日までに執行された次の事項を監査の範囲とした。

○ 総務部

- (1) 支出に関する事務…部共通で委託料を対象とした。
- (2) 契約に関する事務…部共通で委託契約事務を対象とした。

○ 防災安全部

- (1) 支出に関する事務…部共通で委託料，報酬，旅費を対象とした。
- (2) 契約に関する事務…部共通で委託契約事務を対象とした。

○ 税務部

- (1) 収入に関する事務…税制課所管の市税賦課関係事務を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で委託料を対象とした。
- (3) 契約に関する事務…部共通で委託契約事務を対象とした。

○ 市民生活部

- (1) 収入に関する事務…東旭川支所，東鷹栖支所の現金取扱事務を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で委託料を対象とした。
- (3) 契約に関する事務…部共通で委託契約事務を対象とした。

○ 福祉保険部

- (1) 支出に関する事務…部共通で委託料を対象とした。
- (2) 契約に関する事務…部共通で委託契約事務を対象とした。

○ 子育て支援部

- (1) 支出に関する事務…部共通で委託料を対象とした。
- (2) 契約に関する事務…部共通で委託契約事務を対象とした。

○ 保健所

- (1) 支出に関する事務…部共通で委託料を対象とした。
- (2) 契約に関する事務…部共通で委託契約事務を対象とした。

○ 環境部

- (1) 支出に関する事務…部共通で委託料を対象とした。
- (2) 契約に関する事務…部共通で委託契約事務を対象とした。

○ 土木部

- (1) 支出に関する事務…部共通で委託料を対象とした。
- (2) 契約に関する事務…部共通で委託契約事務を対象とした。

○ 社会教育部

- (1) 支出に関する事務…部共通で委託料を対象とした。
- (2) 契約に関する事務…部共通で委託契約事務を対象とした。

3 監査の方法

監査対象部局から提出された資料をもとに、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて、それぞれの書類を試査により照合、関係職員へ質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、契約に関する事務のうち、総務部の監査において平成22年度から平成24年度までに、社会教育部の監査において平成21年度に契約締結したもので、契約期間が平成26年度を含む複数年契約については長谷川明彦監査委員を除斥した。

4 監査の結果

監査対象部局別の結果は以下のとおり、収入に関する事務はおおむね適正に処理されていると認められたが、支出及び契約に関する事務については、一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、今年度は支出事務で委託料、契約事務で委託契約事務を重点項目として監査を実施したところであるが、業務完了に伴う検査が十分でなかったことにより委託料の支出で未払いがあったもの、また、不注意や確認不足等により積算において過大に算定していたもの、適切な再委託の承諾手続がなされていなかったもの、検査方法等が契約で定めたとおりでなかったものなどが見受けられたことから、個々の職員の更なる資質向上や組織内において庶務担当課をはじめ全ての段階におけるチェック機能の強化を図るなど、支出及び契約事務の適切かつ厳正な執行に努められたい。

○ 総 務 部

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・清掃業務委託契約に係る最低制限価格については、旭川市業務委託契約の最低制限価格試行要領で算定方法を定めているところであるが、部局により窓ガラス清掃や照明器具清掃等の関連作業や付随の業務に係る加算金額を算出基礎額へ計上する取扱いが異なる状況が見受けられたことから、全庁統一的な取扱いを明確にし、より適正な価格での発注となるよう改善を図られたい。

○ 防 災 安 全 部

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 税 務 部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 市 民 生 活 部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

ア 旭川市西神楽支所（一部公民館）庁舎清掃業務委託等の積算において、直接人件費の算定に係る労務数量の計算等を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、結果として契約金額に影響はなかった。（永山支所，西神楽支所）

イ 旭川聖苑火葬設備保守点検業務委託では、一部の業務を第三者へ再委託しているが、O₂制御機器保守点検について再委託の承諾を得た業者と異なる者が業務を行っていた。（市民生活課）

ウ 旭川聖苑塵芥処理業務委託では、仕様書で段ボールの処分に係る運搬場所を定めているが、受託者から提出された業務完了報告書に当該指定場所と異なる場所に運搬した記録が添付されているにもかかわらず、そのまま検査を実施し、業務の処理成果が契約の内容に適合すると認めていた。（市民生活課）

エ 旭川聖苑火葬等業務委託において、仕様書に清掃に係る作業時間や作業回数等の業務方法の記載がないとともに、業務完了報告書に清掃を実施した範囲や回数等が明記されていないもの、また、旭川聖苑給茶セット洗浄業務委託において、業務完了報告書に具体的な業務の処理成果の記載が全くないものが見受けられたことから、適確な業務遂行及び適正な検査が実施されるよう記載事項等の見直しを検討されたい。（市民生活課）

オ 伊ノ沢市民スキー場のあそび体験事業に関わり、事業実施要領で印刷費等は委託料に含めないとしているが、事業実施に係る業務委託において、仕様書でポスターやチラシの作成を業務内容に含めるとともに、積算において当該作成業務に係る費用を積算金額に算定しているもの、また、当該事業等の仕様書で、イベント開催に係る準備及び運營業務等を業務内容としているが、事業用物品の一部を市が調達しているほか、市の職員が事業の運營業務等に直接従事しているものが見受けられたことから、経費の負担や委託業務内容の明確化を含め、業務委託の在り方を検討されたい。（スポーツ課）

○ 福 祉 保 険 部

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

ア 認知症高齢者見守り事業実施業務等の業務委託契約約款では、毎月報告書の提出

を義務づけ、受理後10日以内に検査することとしているが、検査調書を作成していないものや四半期後払い時に3か月分をまとめて検査しているもの等があった。

(介護高齢課，生活支援課)

○ 子 育 て 支 援 部

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・旭川市愛育センター受水槽清掃業務委託契約において、仕様書で水質検査項目を明示して見積合せを実施したものの、契約締結後に検査項目数を減じる契約変更が行われていたが、契約締結後に業務内容を変更することについては、契約における競争性や公平性、透明性を損なうおそれがあることから、慎重な検討が必要であるとともに、仕様書の作成に当たっては経済的かつ効率的な業務内容となるよう努められたい。

○ 保 健 所

(1) 支出に関する事務

ア 単価契約による乳幼児等予防接種業務委託において、契約の相手方から提出された業務完了報告書で、区分ごとの集計が誤っているにもかかわらず検査を合格としたことにより、実施医療機関の請求が過少となり、2件2,160円の未払いがあった。

(健康推進課)－改善済

(2) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 環 境 部

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

ア 旭川市環境センター運転管理業務委託の積算書において、業務の対象とする樹木等の数量を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、結果として契約金額に影響はなかった。 (廃棄物処理課)

○ 土 木 部

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

ア 旭川空港総合維持管理業務委託の積算書において、計算を誤ったことにより積算金額が過大となっていた。

なお、結果として契約金額に影響はなかった。 (空港管理事務所)

○ 社 会 教 育 部

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

ア 東光図書館清掃業務委託等の積算において、直接人件費の算定に係る労務数量の計算を誤ったことや消費税を二重に計上したこと等により、積算が過大となっていた。

なお、結果として契約金額に影響はなかった。

(社会教育課，文化振興課，公民館事業課，中央図書館，科学館)

イ 中央図書館施設設備管理業務委託等で、市の再委託の承諾を得ていない業者が業務を行っているものがあつた。 (中央図書館，科学館)

ウ 神楽市民交流センター自動扉保守点検業務委託等では、毎月の委託料の支払いに当たり実績報告書の提出を要することとしているが、故障等の発生がなく報告すべ

き業務活動がないときは、市の職員による業務確認をもって実績報告書の提出に代えているもの、業務の履行が2か月単位であるために、隔月で実績報告書が提出されているものが見受けられたことから、業務の履行状況に対応した実績報告書の提出及び支払方法となるよう見直しを検討されたい。（公民館事業課，中央図書館）

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・委託契約に関する事務について、積算書における計算誤りや業務の履行を確認する書類、業務責任者の通知等の提出がないもの、業務の履行を確認する書類の内容に不備のあるまま受理する等初歩的な誤りが数多く見受けられたことから、基本的な事務処理について再確認するとともに、部内におけるチェック体制を有効に機能させ、慎重かつ適正な事務処理に努められたい。

第 2 財政援助団体監査

1 監査の対象団体及び実施期間

対 象 団 体	財政援助の内容	金額(円)	期 間
旭川地方食品衛生協会	旭川地方食品衛生協会事業負担金	1,750,000	平成26年12月1日 ～ 平成27年3月16日

2 監 査 の 範 囲

平成25年度における財政援助に係る出納その他の事務

3 監 査 の 方 法

財政援助を行った関係部局及び監査対象団体から提出された資料に基づき、団体の事務事業の実施状況を聴取し、主に補助金の申請から収支の精算に至るまでの事務について、関係諸帳簿及び書類を試査により照合するなど必要な方法を取り監査を実施した。

4 監 査 の 結 果

財政援助団体の補助金に係る事務について監査した結果、補助の目的に則して処理されていたものの、所管部局に関わり事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

結果は以下のとおりであり、今後とも補助による効果を確認するとともに、指摘を受けたことにも十分留意しながら、より適正な補助事業の執行に努められたい。

○ 旭川地方食品衛生協会

(1) 団体に関する事項

特に指摘事項なし。

(2) 所管部局（保健所）に関する事項

ア 旭川地方食品衛生協会事業負担金交付要綱では、負担金の交付対象を団体が実施する事業経費として定めているが、事業の実施に当たり、参加者から講習会受講料などの収入を得ていることから、負担金の額の算定における当該収入の充当の取扱いについて交付要綱の見直しを検討されたい。